

元林第 257 号  
令和元年 5 月 20 日

一般社団法人愛媛県中小建築業協会長 様

愛媛県農林水産部長



令和元年度CLT建築物支援事業費補助金交付要綱等の制定  
及び事業計画承認申請書の提出について

平素より森林・林業行政に対しまして、御理解、御協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、県では、CLTの普及・PRと需要拡大を図るため、CLTを利用した建築物の設計・建設に対する支援として、昨年度に引き続き「CLT建築物支援事業」を実施することとし、以下のとおり補助金交付要綱等を制定しましたのでお知らせします。

つきましては、事業の趣旨・内容を御理解頂き、CLT建築物の設計・建設に関心のある民間事業者等に周知して頂きますよう御協力のほどよろしくお願い致します。

また、事業の実施を希望する事業者等においては、令和元年6月21日（金）までに、事業計画承認申請書を所管の地方局（支局）森林林業課（森林林業振興班）まで提出するよう御指導をお願いします。

なお、事業の公募については、県ホームページに掲載していることを申し添えます。

記

- 1 令和元年度 CLT建築物支援事業費補助金交付要綱
- 2 令和元年度 CLT建築物支援事業実施要領

愛媛県 農林水産部 森林局  
林業政策課 木材流通戦略係  
担当係長 上野太祐（内線 4143）  
TEL: (089) 912-2589 (係直通)  
E-Mail: ueno-daisuke@pref. ehime. lg. jp

# 令和元年度 CLT建築物支援事業実施要領

## 第1 総則

CLT建築物支援事業（以下「事業」という。）の実施については、CLT建築物支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

## 第2 事業主体の選定

- 1 事業主体は、県内に施設を整備しようとする法人、団体、個人事業主、その他知事が適当と認める者であって、次の要件を全て満たすものとする。
  - (1) 事業主体が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の統制下にないこと。
  - (2) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと
- 2 事業主体は、事業計画承認申請書（様式第1号）に関係書類を添付し、別に定める期日までに地方局長に提出する。
- 3 地方局長は、申請内容等を確認し、事業の目的や補助対象経費等が適当と認められる場合は、知事に推薦する。
- 4 知事は、事業計画承認申請書の内容について、下記の審査事項について審査し、予算の範囲内において事業主体を選定する。

### 審査項目

- (1) CLTの利用拡大に向けた計画であるか
- (2) CLTの特徴を活かした利用計画であるか
- (3) 公共性が高いと認められる施設や不特定多数の者が利用する施設であるか
- (4) 事業の実施を通じて、CLTの利用の普及・PR活動の計画があるか
- (5) 事業を確実に実行できる能力、実績等があるか

## 第3 事業の実施

### 1 関係法令の厳守

事業の実施にあたって、建築基準法、その他の関係法規により、許認可等を必要とするときは、事前にその手続きを完了させておくこと。

### 2 事業の着工及び指令前着工

事業の着工は、原則として補助金交付決定通知に基づき、着手すること。なお、事業に着手したときは、遅滞なく着工届（様式第2号）を知事に提出するものとする。また、要領第2の2の事業計画書承認申請をした者は、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に当該申請に係る事業に着手する必要がある場合には、交付決定前事前着手届（様式第3号）を知事に届け出ること。

### 3 指導監督

知事は、事業の適切かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて、事業の計画や実施に当たって、事業主体に対する指導、助言を行うものとする。

### 4 事業実施上の留意事項

事業主体がCLT建築物建設支援事業を実施する場合は、設計書及び工事仕様書等に「原則として地域材を使用して県内で製造されたCLTを利用すること」を明記するなど、地域材を使用して県内で製造されたCLTが利用されるよう留意するとともに、納品した製材業者等からCLT納材証明書（様式第4号）を徴収すること。

また、事業主体がCLT建築物設計支援事業を実施する場合は、原則、競争原理が働くような手続きにより委託先等を決定すること。また、事業計画の内容に著しい変更が生じる場合は、知事に報告し、指導、助言を受けること。

## 5 事業実施の普及

事業主体は、補助事業を活用して整備したこと及びCLTを含む木材の使用状況を示す看板等を施設内に表示すること。

## 第4 事業の検査

### 1 検査の実施

地方局長は、補助事業者から事業実績報告書の提出を受けたときは、速やかに検査を行い、適当と認めた場合は、検査復命書（様式第5号）の写し及びその他必要な書類を添付して知事に報告するものとする。

### 2 検査の方法

検査員は、次の事項について実績報告書及び関係書類等をもとに事業の適否について判断するとともに、事業計画承認申請書等に基づく事業の着手から完了に至る経理事務等の状況について検査を行う。

- (1) 事業計画書に記載した事業内容と適合しているか
- (2) 実施状況写真等が整備されているか
- (3) 支出証拠書類が整備されているか
- (4) 補助対象外経費の支出はないか
- (5) 事業の採択条件と適合しているか

## 第5 CLTの定義

この要領、要綱において、CLTとは、JASに準じた直交集成板のことをいう。

## 第6 その他

### 1 書類の提出部数及び書類の経由

この要領により知事に提出する書類の部数は正副2部とし、補助対象施設を整備する場所を所管する地方局長を経由して提出するものとする。

### 2 必要な事項

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要領は、令和元年5月20日から施行する。

### (この要領の執行)

- 2 この要領は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

### (この要領の執行に伴う経過措置)

- 3 なお、令和2年3月31日以前に交付決定された補助金については、前項の規定に関わらず、同日後においても、なおその効力を有する。

様式第1号 (第2の2関係)

年度 CLT建築物支援事業計画承認申請書

年 月 日

地方局長 様

申請者 住 所  
名 称  
代表者氏名

年度において、CLT建築物支援事業を実施したいので、CLT建築物支援事業実施要領第2の2の規定により、実施計画書を添付し申請します。

記

添付書類 CLT建築物支援事業計画書  
(CLT建築物建設支援事業 又は CLT建築物設計支援事業)

(注) 括弧内はいずれか1つ記載すること。

(別紙1-1)

年度 CLT建築物支援事業(CL T建築物建設支援事業)事業計画(実績報告)書

1 事業主体の概要

名 称		設立年月日	
代表者氏名		資本金	
職 員 数			
所 在 地	市・郡	町・村	番地
連 絡 先	TEL FAX	E-mail	
本 事 業 の 実 施 体 制	事業総括担当者		
	その他担当者		

2 施設概要

整 備 施 設 名			
所 在 地	市・郡	町・村	番地
施設内容(用途)			
施設利用予定者数	年間来訪者の見込み数		
構 造 ・ 規 模 等	工法	階建て	延床面積(m <sup>2</sup> )
防 火 地 域 区 分	<input type="checkbox"/> 防火区域 <input type="checkbox"/> 準防火区域 <input type="checkbox"/> 22条区域 <input type="checkbox"/> その他の区域		
建 築 期 間	自: 年 月 日 至: 年 月 日		
補助対象実施期間	自: 年 月 日 至: 年 月 日		
事 業 費 ( 円 )	全体事業費(建築本体分含む) 円(税抜)×1.08= 円(税込)		
木材使用量(m <sup>3</sup> ) (CLT使用量含む)	m <sup>3</sup>	左記のうち地域材使用量	m <sup>3</sup>
		上記のうちCLT使用量	m <sup>3</sup>
課 税 ・ 免 税 の 別	<input type="checkbox"/> 課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者		
施 工 者	名 称		
	所在地	市・郡	町・村 番地
	電話番号		FAX番号
設 計 者	名 称		
	所在地	市・郡	町・村 番地
	電話番号		FAX番号

注(1)「構造・規模等」欄は、施設の工法等(例:CLTパネル工法、木造軸組+CLT、RC+CLT等)、規模(例:3階建、延床面積(m<sup>2</sup>))を記載する。

(2)補助対象実施期間は、CLTの工事に関連する期間を記載する。

3 CLT建築物整備方針等

①CLTを使用した建築物を整備する動機
②CLTの利用方法
③今後のCLT利用方針や計画
④CLTの利用の普及啓発方法
⑤施設等の活用方法
⑥施設等の維持管理方法
⑦その他特徴的な取り組み

#### 4 CLTの利用方法等

使用区分	CLT種類	CLT使用量 (m <sup>3</sup> )	備考
計			

- 注 (1)「使用区分」は、床、壁、屋根等具体的に記載すること。  
 (2)「CLT種類」は、CLTの使用樹種、厚み、ラミナ構成、強度区分を記載すること。  
 (3)「CLT使用量」は少数第4位まで記載すること。  
 (4)地域材以外を使用したCLTが含まれる場合は、備考欄に記載すること。

#### 5 事業費

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		県補助金	その他	
CLT建築物 建設支援事業				
計				

注(1)「事業費」は、消費税額を含めた額を記載すること。

#### 6 補助金算定調書

(単位：円)

事業区分	補助金額 (千円未満切り捨て)	補助金算定の基準 (CLT使用数量×補助単価)
CLT建築物 建設支援事業費		
計		

注(1)「CLT使用量」は、少数第2位とすること。

#### 7 添付書類

- (1) 補助対象施設の概要書
- (2) 事業個所を示す位置図、配置図等
- (3) 計画内容を説明する設計図面（平面図、立面図、詳細図、矩計図等）やイメージ図等  
 ※CLT採用個所を明記すること

- (4) 事業費の積算資料（設計書）等
- (5) CLTを含む地域材の使用数量を示す資料
- (6) 利用予定者数の積算根拠資料
- (7) 建築確認申請書を提出している場合はその写し又は確認済証が交付されている場合はその写し
- (8) 申請者の概要が分かる書類（登記簿謄本、定款、決算報告書（最近の2期分））等
- (9) 誓約書（別記様式）
- (10) 実績報告においては、契約書の写し及び完成写真を添付すること。
- (11) その他知事が必要と認める書類



別記様式（CLT建築物建設支援事業の場合）

誓約書

- 1 申請者、申請者の役員は、CLT建築物支援事業実施要領第2の1に掲げる要件を満たすことを誓約します。
- 2 本事業によるCLT建築物の建設工事が建築基準法、都市計画法、その他法律に違反しない施設整備を行うことを誓約します。

年 月 日

申請者 住所  
名称  
代表者氏名

愛媛県知事 様

(別紙1-2)

年度 CLT建築物支援事業(CL T建築物設計支援事業)事業計画(実績報告)書

1 事業主体の概要

名 称		設立年月日	
代表者氏名		資本金	
職 員 数			
所 在 地	市・郡	町・村	番地
連 絡 先	TEL FAX E-mail		
本事業の 実施体制	事業総括担当者		
	その他担当者		

2 施設概要

整備施設名			
所 在 地	市・郡	町・村	番地
施設内容(用途)			
施設利用予定者数	年間来訪者の見込み数		
構造・規模等	工法	階建て	延床面積(m <sup>2</sup> )
防火地域区分	<input type="checkbox"/> 防火区域 <input type="checkbox"/> 準防火区域 <input type="checkbox"/> 22条区域 <input type="checkbox"/> その他の区域		
事業実施予定期間	自: 年 月 日 至: 年 月 日		
事業費(円)	全体事業費(建築設計費)		
	円(税抜) × 1.08 =		円(税込)
木材使用量(m <sup>3</sup> ) (CLT使用量含む)	m <sup>3</sup>	左記のうち地域材使用量	m <sup>3</sup>
		上記のうちCLT使用量	m <sup>3</sup>
課税・免税の別	<input type="checkbox"/> 課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者		
建築計画の年度			
施 工 者	名 称		
	所在地	市・郡	町・村 番地
	電話番号		FAX番号
設 計 者	名 称		
	所在地	市・郡	町・村 番地
	電話番号		FAX番号

注(1)「構造・規模等」欄は、施設の工法等(例:CLTパネル工法、木造軸組+CLT、RC+CLT等)、規模(例:3階建、延床面積(m<sup>2</sup>))を記載する。

3 CLT建築物整備方針等

①CLTを使用した建築物を整備する動機
②CLTの利用方法
③今後のCLT利用方針や計画
④CLTの利用の普及啓発方法
⑤施設等の活用方法
⑥施設等の維持管理方法
⑦その他特徴的な取り組み

#### 4 事業費

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		県補助金	その他	
CLT建築物 設計支援事業				
計				

注(1)「事業費」は、消費税額を含めた額を記載すること。

#### 5 補助金算定調書

(単位：円)

事業区分	補助金額 (千円未満切り捨て)	補助金算定の基準
CLT建築物 設計支援事業費		
計		

#### 6 添付書類

- (1) 補助対象施設の概要書
- (2) 事業個所を示す位置図、配置図等
- (3) 計画内容を説明するイメージ図等
- (4) 事業費の積算資料（見積書）等
- (5) 利用予定者数の積算根拠資料
- (6) 申請者の概要が分かる書類（登記簿謄本、定款、決算報告書（最近の2期分））等
- (7) 誓約書（別記様式）
- (8) 実績報告においては、計画内容を説明する設計図書（設計書、平面図、立面図、詳細図、矩計図等）やイメージ図、契約書等※CLT採用個所を明記すること
- (9) 実績報告においては、建築確認申請書を提出している場合はその写し又は確認済証が交付されている場合はその写し
- (10) その他知事が必要と認める書類

別記様式（CLT建築物設計支援事業の場合）

誓約書

- 1 申請者、申請者の役員は、CLT建築物支援事業実施要領第2の1に掲げる要件を満たすことを誓約します。
- 2 本事業によるCLT建築物の設計においては、建築基準法、都市計画法、その他法律に違反しない施設整備計画を行うことを誓約します。
- 3 本事業において実施するCLT建築物においては、当年度以降に建築すること誓約します。
- 4 CLT建築物には、地域材を使用して県内で製造されたCLTを利用することを確約します。

年 月 日

申請者 住所  
名称  
代表者氏名

愛媛県知事 様

様式第2号 (第3の2関係)

年度 CLT建築物支援事業着工届

年 月 日

愛媛県知事 様

届出者 住所  
名称  
代表者氏名 印

年度 CLT建築物支援事業に係る下記事業について、下記のとおり届け出ます。

記

事業名	
契約施行方法	一般競争、指名、随意
契約年月日	
契約相手方 氏名・住所	氏名 住所
契約金額	
着工年月日	
完了予定年月日	

(添付書類)  
契約書の写し

様式第3号 (第3の2関係)

年度 CLT建築物支援事業事前着手届

年 月 日

愛媛県知事 様

住所  
届出者 名称  
代表者氏名 印

年度 CLT建築物支援事業について、交付決定前に着手したいので、対象事業として採択されない場合は、自力事業とすることを了承のうえ、届け出ます。

記

事業区分	
事前着手の理由	
着手予定年月日	
完了予定年月日	

誓約条項

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に実施した事業に、天災地変等の事由によって損失を生じた場合、これらの損失は事業主体が負担します。
- 2 当該事業の全部又は一部が補助の対象にならなかった場合において異議の申し立ては行いません。
- 3 事前施行であっても関係法令及び県の関係規定を順守いたします。
- 4 当該事業については、着工から補助金交付決定通知を受ける期間内においては、計画変更を行いません。

様式第4号(第3の4関係)

CLT使用報告書

年 月 日

(補助事業者) 様

(請負業者等)

住所

氏名

年 月 日付けで( ) 契約したCLT建築物支援事業 (CLT建築物建設支援事業) の (建築物名) に使用するCLTについて、別紙のとおり納材がありましたのでCLT納材証明書を添えて報告します。



別紙（納材証明書）

年 月 日

（請負業者等）様

（CLT製造業者）  
住所  
氏名

納材証明書

次のCLTは、当社が製造し納入したことを証明します。

使用 区分	CLT種類						数量 (枚)	材積 (m <sup>3</sup> )	備考
	樹種	厚み (mm)	幅 (mm)	長さ (mm)	ラミナ 構成	強度 区分			
合 計									

- 注 (1)「使用区分」は、床、壁、屋根等具体的に記載すること。  
 (2)「材積」は少数第4位まで記載すること。  
 (3)地域材以外を使用したCLTが含まれる場合は、備考欄に記載すること。

※事業主体で記入

確認年月日	年 月 日	確認者 職・氏名	職名 氏名	印
-------	-------	-------------	----------	---

年度 CLT建築物支援事業完了検査復命書

年 月 日

地方局長 様

所属  
 検査者 職  
 氏名

年 月 日にCLT建築物支援事業の完了検査を終えましたので、関係書類を添えて復命します。

検査対象事業	事業区分	
	事業主体	
	事業箇所	
	事業内容	
	事業費	円
	補助金	円
	事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	出来形概要	①CLTの使用方法及び数量等 ②CLT建築物の概要 ③その他
	検査所見	

# 令和元年度CLT建築物支援事業費補助金交付要綱

## (目的)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところにより、CLT建築物支援事業を行う者（以下「事業主体」という。）が実施するCLT建築物支援事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で令和元年度CLT建築物支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、CLTを利用した建築物の建設や設計に対し支援を行い、民間におけるCLTを利用した建築物の建設を促進するとともに、一般県民に普及・PRすることでCLTの需要拡大を図ることを目的とする。

## (事業内容、事業主体及び補助対象経費等)

第2条 事業内容、事業主体及び補助対象経費等は別表のとおりとする。

## (補助金の交付申請)

第3条 事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 事業主体は、前項の申請書を提出するに当たって、交付を受けようとする補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する課税仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

## (補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、速やかに事業主体に通知するものとする。

## (補助事業の変更承認申請)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた事業主体（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する内容の変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額に増減が生じるとき
- (2) 事業主体に変更が生じるとき

2 第3条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

## (補助事業の中止及び廃止)

第6条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

## (状況報告)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の10月31日現在において事業遂行状況報告書（様式第4号）を作成し、11月20日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに事業実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、第1項の書類を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

3 第3条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、第1項の書類を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 知事は、前条に規定する事業実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、所定の検査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受領した場合は、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第12条 知事は、第6条の規定による補助事業の全部もしくは一部の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第4条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助事業の内容が採択条件に適合しなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(財産の管理)

第13条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、規則第22条第2項第4号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び重要な器具とする。

2 規則第22条第2項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(関係書類の保管)

第 14 条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(書類の提出部数及び書類の経由)

第 15 条 この要綱により知事に提出する書類の部数は正副 2 部とし、CLT 建築物を整備する場所を所管する地方局長を経由して提出するものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年 5 月 20 日から施行する。

(この要綱の執行)

2 この要綱は、令和 2 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(この要綱の執行に伴う経過措置)

3 第 4 条の規定は、令和 2 年 3 月 31 日以前に交付決定された補助金については、前項の規定に関わらず、同日後においても、なおその効力を有する。

別表（第2条関係）

CLT建築物支援事業の事業内容等

事業区分	事業主体	補助対象施設	補助対象経費	補助率等	採択の条件
CLT建築物建設支援事業	<p>県内に施設を整備しようとする法人、団体、個人事業主、その他知事が適当と認める者</p> <p>〔ただし、県内に本社や営業所を有する法人又は団体、県内に居住する個人等に限る。〕</p>	<p>施設の新築・増築・改築事にCLTを構造部材等として利用した建築物（住宅と併用する施設は住宅部分を補助対象外とする。）</p>	<p>CLTを構造部材等に利用するために必要な経費</p>	<p>CLT1立方メートル当たり100千円以内</p> <p>〔ただし、1施設当たりの補助金の上限を10,000千円とする。〕</p>	<p>1.県から同種の補助金を受ける場合、補助金の重複がないこと</p> <p>2.県が実施するCLT利用促進のための普及啓発（施工中の施設見学会及び施工後（完成後）の施設への視察受け入れ、パンフレットまたはホームページ等への掲載を承諾等）に協力できること</p> <p>3.CLTは原則として、地域材を使用して県内で製造されたものであること</p> <p>4.整備した施設の管理は、事業主体が主体的に行うこと</p> <p>5.同年度における補助対象は、事業区分毎に1事業主体1施設とする</p> <p>6.工期が2カ年以上にわたる場合は、施工箇所、事業費区分等で当年度分として区分できるものを補助対象のCLT材料費とする。補助対象は、採択を受けた同一年度内に完了できること。なお、同一補助対象施設で補助を受けていないCLTがある場合は、継続して補助申請することができる。</p>

※地域材の定義 地域材とは、県内において生産又は加工・流通するスギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツとする。

事業区分	事業主体	補助対象施設	補助対象経費	補助率等	採択の条件
CLT建築物 設計支援事業	<p>県内に施設を整備しようとする法人、団体、個人事業主、その他知事が適当と認める者</p> <p>〔ただし、県内に本社や営業所を有する法人又は団体、県内に居住する個人等に限り。〕</p>	<p>施設の新築・増築・改築工事にCLTを構造物材等として利用した建築物（住宅と併用する施設は住宅部分を補助対象外とする。）</p>	<p>CLTを構造物材等に利用する建築物の設計に必要な経費</p> <p>その他知事が認める経費</p>	<p>補助対象経費の1/2以内</p> <p>〔ただし、1施設当たりの補助金の上限を2,000千円とする。〕</p>	<p>1.県から同種の補助金を受ける場合、補助金の重複がないこと。</p> <p>2.県が実施するCLT利用促進のための普及啓発（施工中の施設見学会及び施工後（完成後）の施設への視察受け入れ、パンフレットまたはホームページ等への掲載を承諾等）に協力できること。</p> <p>3.同年度における補助対象は、事業区分毎に1事業主体1施設とする。</p> <p>4.採択を受けた同一年度内に完了できること。</p> <p>5.採択を受けた補助対象施設を建設することが確約できること。</p> <p>6.地域材を使用して県内で製造されたCLTの利用を確約できること。</p> <p>7.補助対象経費は、CLT建築物の設計に必要な経費のほか、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等の設計に必要な諸条件を調査・試験するため必要な費用とする。）も補助対象とするが、事業実施に関連性のない経費は補助対象経費に含まれない。</p>

様式第1号（第3条関係）

年度 CLT建築物支援事業費補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
申請者 名 称  
代表者氏名 印

年度においてCLT建築物支援事業を下記のとおり実施したいので、CLT建築物支援事業費補助金交付要綱第3条の規定により、補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業費総括表

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		県補助金	その他	
CLT建築物 建設支援事業				
CLT建築物 設計支援事業				
計				

注 (1)「事業費」は、消費税額を含めた額を記載すること

(2) 補助金交付要綱第3条の規定により補助金を減額して申請する場合は、減額した額を備考欄に記入すること

3 事業の計画

事業実施要領第2の2に規定する事業計画書を添付すること。  
なお、添付書類のうち事業計画承認申請時と変更のないものは省略できる。



#### 4 収支予算書

##### (1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
県補助金		
その他		
計		

##### (2) 支出の部

(単位：円)

事業区分	予 算 額	摘 要
CLT建築物 建設支援事業		
CLT建築物 設計支援事業		
計		

#### 5 事業の実施予定期間

年 月 日 ～ 年 月 日

#### 6 補助金算定調書

(単位：円)

事業区分	事業費	補助金	補助金算定の基準
CLT建築物 建設支援事業			
CLT建築物 設計支援事業			
計			

別紙（第3条、第8条関係）

年度 CLT建築物支援事業費補助金  
に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表

（単位：円）

事業主体名	仕入れに係る消費税額と当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額との合計 (A)	補助率 (B)	仕入れに係る消費税等相当額 (A×B)	備考

- (注) 1 第3条第2項及び第8条第2項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請又は報告する場合、事業主体ごとに内訳を記載すること。
- 2 「仕入れに係る消費税額と当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額の合計額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 3 「仕入れに係る消費税等相当額」欄には、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

様式第2号（第5条関係）

年度 CLT建築物支援事業変更承認申請書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
申請者 名 称  
代表者氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった年度CLT建築物支援事業を、下記のとおり変更したいので、年度CLT建築物支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、その承認を申請します。

記

（注）

1. 記の記載要領は、補助金交付申請書の様式に準ずるものとし、その場合、「事業の目的」を「変更の内容及び理由」とすること。
2. 本申請は、変更前（上段）と変更後（下段）の欄を設けて内容が容易に対比できるように作成すること。

様式第3号（第6条関係）

年度 CLT建築物支援事業中止（廃止）承認申請書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
申請者 名 称  
代表者氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があつた  
年度CLT建築物支援進事業を中止（廃止）したいので、 年度CLT建築物支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 事業の中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

様式第4号（第7条関係）

年度 CLT建築物支援事業遂行状況報告書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所  
報告者 名称  
代表者氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった年度CLT建築物支援事業の遂行状況について、 年度CLT建築物支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

総事業費（円）	10月31日までに完了したもの		11月1日以降に実施するもの		備考
	事業費（円）	進捗割合（%）	事業費（円）	事業完了予定年月日	

様式第5号（第8条関係）

年度 CLT建築物支援事業実績報告書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
報告者 名 称  
代表者氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった  
年度CLT建築物支援事業の実績について、 年度CLT建築物支援  
事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の実績

2 事業費総括表

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		県補助金	その他	
CLT建築物 建設支援事業				
CLT建築物 設計支援事業				
計				

注 (1) 「事業費」は、消費税額を含めた額を記載すること

(2) 補助金交付要綱第8条第2項の規定により補助金を減額して報告する場合は、減額した額を備考欄に記入すること

#### 4 収支精算書

##### (1) 収入の部 (単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
県補助金		
その他		
計		

##### (2) 支出の部 (単位：円)

事業区分	予 算 額	摘 要
CLT建築物 建設支援事業		
CLT建築物 設計支援事業		
計		

#### 5 事業の実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

#### 6 補助金算定調書

(単位：円)

区 分	事業費	補助金	補助金算定の基準
CLT建築物 建設支援事業			
CLT建築物 設計支援事業			
計		—	

#### 7 添付書類

事業内容を説明する資料

(注) 事業実施要領第2の2に規定する「事業計画書」の様式に準じるものとし、その場合「実績報告書」とすること。なお、添付書類のうち事業計画承認申請時と変更のないものは省略できる。

様式第6号（第8条関係）

年度 CLT建築物支援事業費補助金  
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
報告者 名 称  
代表者氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定のあった、 年  
度CLT建築物支援事業費補助金について、 年度CLT建築物支援事業費  
補助金交付要綱第8条第3項の規定により、次のとおり報告します。

記

1	補助金交付要綱第8条の規定による補助金の額の確定額 (年月日付け第 号による額の確定通知額)	金 円
2	補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金 円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金 円
4	補助金返還相当額 (3 - 2)	金 円

(注) 事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。



様式第7号（第10条関係）

年度 C L T 建築物支援事業費補助金精算払請求書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
請求者 名 称  
代表者氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、交付決定の通知があった 年  
度 C L T 建築物支援事業費補助金について、C L T 建築物支援事業費補助金交付  
要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内 訳 交付決定通知額 金 円也